

## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 郷右近 浩

- 1 日時  
平成26年2月18日（火曜日）  
午後2時41分開会、午後2時47分散会
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
郷右近浩委員長、佐々木茂光副委員長、工藤勝子委員、城内愛彦委員、大宮惇幸委員、  
五日市王委員、及川幸子委員、高橋但馬委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
清川担当書記、今担当書記、小笠原併任書記、菊池併任書記
- 6 説明のため出席した者  
県土整備部  
佐藤県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、蓮見道路都市担当技監、  
及川河川港湾担当技監、藤本港湾課総括課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
(1) 議案審査（県土整備部関係）  
議案第1号 岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例
- 9 議事の内容  
○郷右近浩委員長 ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程のとおり、  
議案1件について審査を行います。  
議案第1号岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局か  
ら提案理由の説明を求めます。  
○藤本港湾課総括課長 議案その1の1ページをお開き願います。議案第1号岩手県港湾  
施設管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。  
改正の趣旨ですが、県が管理する6港湾の施設の使用料、1カ月未満の占用料並びにリ  
アスハーバー宮古に係る利用料金の上限額について、消費税率が増額改定されることに伴  
い、改正を行おうとするものであります。

改正内容は、別表第1、別表第2、別表第3に規定しております現行単価に含まれております消費税相当額を、5%から8%に増額改正するものであります。

なお、附則として、施行日については消費税法改正施行期日と同じく、本年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木茂光委員 今、港湾の復興事業が進められているわけですが、現状ではどの程度まで復興されているのかお伺いします。

○藤本港湾課総括課長 港湾の復旧状況ということでございます。県内6港湾全体としましては、今年度末までに約8割の施設が復旧する見通しであります。おおむね平成27年度までには復旧する見通しであります。一部の施設については、防潮堤やまちづくり計画との調整から、平成29年度と考えているところでございます。

港別につきましては、久慈港と八木港が今年度末に完成予定であり、釜石港と小本港につきましては平成26年度の完成となっております。また、宮古港と大船渡港はもう少し遅れるという状況でございます。

○佐々木茂光副委員長 消費税とともにいろいろな手数料が上がっていくことになるわけですが、船を接岸する、物を荷揚げするといっても、機能的に本来の姿ではないという中で、例えば手数料を減免するとか免除するといった対応が、当然なされるべきではないかと思いますが、そういう考えはないのでしょうか。

○藤本港湾課総括課長 復旧工事中については毎週のように利用者の中で調整会議を行いまして、利用する岸壁、時間、そういったものを決めて、調整の中で行っております。それから減免につきましてはですけども、港湾施設利用料の減免につきましては、管理条例の規定に基づいて減免しておりまして、具体的には、国または地方公共団体が公用または公共用のため、自ら岸壁を使用するとき、公益上特に必要があると知事が認めたとき、ということで、これらを運用して行っております。特に、平成23年度一年間につきましては、東日本大震災津波で被災した地域の復興に資するため、全額を免除したところであります。

○小野寺好委員 消費税関係で影響が出てくるものがたくさんあると思いますが、今回議案がこれ一つしかないというのはなぜなのか疑問に思いました。例えば県土整備部の中でも、港の一部をカキの殻むきに利用したりしているかと思いますが、なぜこれだけなのか教えていただければと思います。

○藤本港湾課総括課長 占用料につきましては、消費税の対象になるものと対象にならないものがございます。1カ月以上の占用をする場合は消費税の対象外ということになりまして、ここでは1カ月未満の占用が消費税の対象ということで、消費税法の規定に基づいているものであります。

○小野寺好委員 消費税が3%から5%になるときも、やはり議案はこれ一つだけだった

のでしょうか。

○藤本港湾課総括課長 そのとおりでございます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。